

入札参加者心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了承した上で入札すること
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものである
- 3 上記入札事項に不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期間までに問い合わせること
- 4 開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること
- 5 入札に参加する者は、入札の談合又は何等の協議もしてはならない
- 6 県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することができないため、誤算や違算又は見込み違い等のないように十分注意すること
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- 8 次の入札書は無効となる。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない
 - (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又は代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、入札しようとする金額の100分の110(＝税込金額)の100分の5に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがある。このとき、第二回目の入札に参加する意志のない者は、入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は入札を中止することがある
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除事項を記載した誓約書に押印したときであること
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きをすることに協力すること
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意すること
- 15 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないように予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする